

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、那須塩原市内のスポーツ施設等でスポーツ大会又はスポーツイベント等（以下「大会等」という。）を開催する団体に対し、那須塩原スポーツコミッションが実施に要する経費の一部を助成するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この要綱は、本市において大会等を開催する団体に対し、予算の範囲内において事業に要する経費の一部を助成することで、団体の負担を軽減、大会等の開催を促進し、地域活性化及び市民と団体の交流人口の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が対象とする競技のこと。
- (2) スポーツ団体 学校、実業団、クラブ等に所属する者及びスタッフ（部長、監督、コーチ、マネージャー等）で構成する団体をいう。

(交付対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表1に掲げる要件を全て満たす事業を実施する団体とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は大会等の実施に要する経費とし、別表2に掲げるものとする。

2 経費の取扱いについては、交付対象者が第三者に業務委託した場合についても同様とする。

(助成金の額)

第6条 交付する助成金の額は、別表3に掲げる助成対象経費に応じた額とする。ただし、助成事業を実施した結果、申請した時点の助成対象経費に満たなかった場合は、開催結果に応じた助成対象経費に応じて交付するものとし、この表に規

定する助成対象経費の最低金額に満たなかった場合は、助成金の交付対象外とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、大会当日から数えて30日前までに、次に掲げる書類を添えて那須塩原スポーツコミッション会長（以下「会長」という。）に申請するものとする。

- (1) 那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 大会等の開催要項
- (3) 大会等の収支予算書
- (4) 開催主体となる団体の規約等
- (5) 前4号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

2 前項の定めにより申請した内容に変更が生じる場合は、申請者はその旨を会長まで報告する。

(助成金の交付)

第8条 会長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

2 会長は、助成金を交付することが適当と認めるときは、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 会長は、助成金を交付しないことに決定したときは、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、補助事業終了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 那須塩原市スポーツ大会等開催助成金実績報告書（様式第4号）
- (2) 大会等の結果を証する報告書
- (3) 大会等収支決算書
- (4) 助成対象経費に係る証票書類の写し
- (5) スポーツ大会等の写真

(6) その他会長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 会長は、前条の規定により提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で交付すべき助成金の額を確定し、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付額確定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による助成金の額の確定通知を受けたときは、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付請求書（様式第6号）により会長に助成金の交付を申請するものとする。

(助成金の返還)

第12条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 大会等の開催を中止したとき。

2 申請者は、前項に定める命令があったときには、7日以内に返還に応じなければならない。また、返還の方法については会長の指示に従うものとする。

(書類の保管期間)

第13条 第7条及び第9条の定めにより提出された書類を保管しておかなければならない期間は、交付対象となった合宿の完了の日の属する会計年度終了後から5年とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表 1

区分	対象要件
種目	公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会、公益財団法人栃木県スポーツ協会、一般社団法人栃木県レクリエーション協会又は日本パラリンピック委員会のいずれかに加盟する競技団体が対象とするスポーツ種目の大会又はイベントであるもの。
会場	市内で開催されるもの。
規模	関東大会以上の規模の大会等（関東大会・東日本大会・全国大会等）。
宿泊	選手、監督及びスタッフ等のうち2分の1以上の人数が市内の宿泊施設に宿泊するもの。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那須塩原スポーツコミッションに相談の上、開催に至った大会等を行うこと。 ・ 国又は地方公共団体が主催するものではないこと（ただし、国又は地方公共団体が他の団体と実行委員会等の組織を設立し、共催するものを除く）。 ・ 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。 ・ 暴力団員（排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有する者が所属する団体でないこと。

別表2 助成対象経費

区分	内容
使用料及び賃借料	会場使用料、車両の借り上げ料等
設営費	会場設営費、会場撤去費
報償費	審判員など臨時に雇用される者の賃金等
委託費	会場の交通整理の警備員への委託費等
旅費	大会等を主催する団体に所属する者の交通費、宿泊費等（鉄道のグリーン席、航空機のファーストクラス等の指定席料金以上に発生する金額を除く）
印刷製本費	プログラムの印刷代等（販売用のプログラム等の印刷代を除く）
消耗品費	事務用品、競技用具、メダル代等（備品として長期間使用するものを除く）
通信・運搬費	郵送代等
食糧費	講師や指導者、ボランティア等の大会等の協力者に提供するものの飲料費等
保険料	傷害保険料等

別表3 助成金額

	助成対象経費	助成金額
区分	100,000円～199,999円	20,000円
	200,000円～399,999円	40,000円
	400,000円～599,999円	60,000円
	600,000円～799,999円	80,000円
	800,000円以上	100,000円

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付申請書

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金の交付を受けたいので、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

大会等の名称	
競技種目	
会場名称	
大会期間	年 月 日から 年 月 日まで
延べ宿泊数（見込）	大会参加者（選手・監督・コーチ・マネージャー）及びスポーツ大会等を主催する団体に所属する者の大会前日から大会翌日までの市内宿泊施設の延べ宿泊数 _____泊
助成対象経費（見込）	円
添付書類	(1) 大会等の開催要項 (2) 大会等の収支予算書 (3) 団体の規約等 (4) その他（ ）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション会長

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった那須塩原市スポーツ大会等開催助成金について、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 大会等名称

2 助成対象経費 金 円

3 その他

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション会長

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった那須塩原市スポーツ大会等開催助成金について、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

- 1 大会等名称
- 2 不交付決定理由
- 3 その他

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金実績報告書

年 月 日付で交付申請のあった那須塩原市スポーツ大会等開催助成金について、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 大会等名称

2 助成対象経費 金 円

3 関係書類

- (1) スポーツ大会等の結果を証する報告書
- (2) スポーツ大会等収支決算書
- (3) 助成対象経費に係る証票書類の写し
- (4) スポーツ大会等の写真
- (5) その他会長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

団体名

代表者氏名 様

那須塩原スポーツコミッション会長

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付額確定通知書

年 月 日付で交付申請のあった那須塩原市スポーツ大会等開催助成金について、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 大会等名称

2 交付確定額 金 円

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

那須塩原スポーツコミッション会長 様

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付請求書

年 月 日付で決定通知があった那須塩原市スポーツ大会等開催助成金について、那須塩原市スポーツ大会等開催助成金交付要綱第11条の規定により次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		